

第2回 浜田市農業委員会総会会議議事録

日時：令和6年3月26日（火）9：30～10：10

場所：浜田市役所 4階 講堂A B

1 出席委員

【農業委員】（14名）

1番 中田 善喜 2番 佐々木京子 4番 高橋 伸幸 6番 原田 義一 7番 野上 省三
8番 皆本 浩己 9番 豊田 知世 10番 川神 昌暢 11番 河上 昭二 14番 岩谷 淳志
16番 三浦 寿紀 17番 柿元 信次 18番 玉田 一 19番 南谷 勇

【農地利用最適化推進委員】（16名）

1番 河野 恒弘 1番 近重 邦昭 2番 永見 繁廣 3番 河西 堅 4番 小松原常雄
5番 永見 昌之 6番 道下 文男 7番 領家 悟 11番 長野 昭三 12番 高橋 久美子
13番 橋本 安延 14番 田村 邦麿 15番 河崎 健 16番 野村 明治 18番 串崎 美之
19番 大森 一利

2 欠席委員

【農業委員】（5名）

3番 大崎 健太 5番 岡本 健治 12番 青葉 真 13番 稲田 勝志 15番 藤若 裕香

【農地利用最適化推進委員】（2名）

8番 永見 孔 10番 大谷 数義

3 総会次第

(1) 会長挨拶

(2) 議題

公共事業による廃土処理届出について（2件）

○議案

議第1号 農用地利用集積計画の策定について（利用権設定178件、所有権移転1件）

議第2号 農地法第3条の規定による許可申請について（1件）

議第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（1件）

議第4号 農地法第5条の規定による許可申請について（3件）

議第5号 転用統制外証明願について（非農地証明願）（1件）

令和6年3月26日

浜田市農業委員会
会長 中田 善喜

4 事務局出席職員

農業委員会事務局：新開事務局長、岡本農地係長、佐々木主任主事
産業経済部農林振興課：松本事務員

議長 はじめに総会を開催するにあたり、浜田市農業委員会会議規則第 4 条により、本日の出欠状況等の報告を事務局よりお願いします。

事務局長 本日、欠席の通告がありました農業委員は、3 番 大崎委員、5 番 岡本委員、12 番 青葉委員、13 番 稲田委員、15 番 藤若委員、以上 5 名から欠席の届出がありました。農業委員の出席は、14 名です。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項に規定する過半数に達しており、総会は成立いたします。
また、農地利用最適化推進委員の欠席は、8 番 永見孔委員、10 番 大谷委員、2 名から欠席の届出が出ております。
それでは、浜田市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、よろしく願いいたします。

議長 事務局から報告がありましたように、本日の総会は成立しております。ただいまから第 2 回浜田市農業委員会総会を開催いたします。
続いて、浜田市農業委員会会議規則第 15 条に規定する議事録署名委員を指名いたします。4 番の高橋委員、6 番の原田委員、よろしくお願いします。
本日の議事が円滑に進行できますよう、委員のみなさまのご協力をよろしくお願いします。

議長 それでは、議事「報告」に入ります。報告は、公共事業による廃土処理届出が 2 件 です。事務局の説明をお願いいたします。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、公共事業による廃土処理届出について説明します。
「8 号」について説明します。場所は、石見まちづくりセンター佐野分館から約 600m 南の佐野町町内です。届出は、佐野町の田、8 筆、5,579 m²です。事業内容は、農村地域防災減災事業 新開佐野地区道路工事に伴う廃土約 2,400 m²を、工事個所近くで、経済的に廃土できる届出地に廃土されます。期間は、受理通知日から令和 7 年 3 月 31 日までの予定で、廃土処理中に汚濁水が周辺農地や河川に流出しないように必要に応じて対策を講じることとされています。また、廃土後は、畑として整備し、土地所有者へ返還されます。

「9 号」について説明します。場所は、美川まちづくりセンター西分館から約 900m 南西の横山町上町内です。届出は、横山町の田、2 筆、1,069.17 m²です。事業内容は、令和 5 年度 農村地域防災減災事業 横山地区 3 号道路工事に伴う廃土約 1,300 m²を、工事個所近くで、経済的に廃土できる届出地に廃土されます。こちらは受理通知日より令和 6 年 5 月 31 日までの予定で、廃土処理中に汚濁水が周辺農地や河川に流出しないように必要に応じて対策を講じることとされています。また、廃土後は、畑として整備し、土地所有者へ返還されます。

事前説明はありませんでした。
以上です。よろしく願いいたします。

議長 それでは、議案に入ります。

議第 1 号、農用地利用集積計画の策定について、浜田市より農業委員会へ議

決を求められています。なお、事前の質問等がありましたら、事務局の説明をお願いします。

事務局

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画の策定について、浜田市から農業委員会へ議決を求められております。

資料No.1 の農用地利用集積計画（案）をご覧ください。

農業者の皆さまから申出のありました「利用権設定は、178 件、484 筆、662,869 m²」、「所有権移転は、1 件、2 筆、4,054 m²」で、同法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断されています。公告期間は、「令和 6 年 3 月 29 日から令和 6 年 4 月 11 日までの 14 日間」、開始日を「令和 6 年 4 月 1 日以降」とされています。

事前質問がありました。

47 号 借り受け人は江津市跡市町在住者ですが、横山町の農地を耕作される理由及び作物について、栽培作物は柿、借り受け人は、現在まで、以前の耕作者に習いながら、柿の栽培・管理の講習をされてきました。これから本格的に、栽培を行うということです。

93 号 農事組合法人さかもとのもと の組織内容と経営方針について質問の内容どおりではないかもしれませんが、経営面積 田：5.0ha 事業の種類：米の生産・販売、構成員：16 名（役員 6 名）経営方針については、農地所有適格法人であり組合員の農業生産についての協業を図ることにより、その生産性を向上させ、組合員の共同の利益を増進することを目的とされています。

118 号 広島市在住者が旭町和田の農地を耕作される理由について、栽培品目、農業機械の有無、の質問ですが、栽培品目は、水稻 160a、大豆 220a、椎茸 1500 本、農業機械の有無は、トラクター-1、コンバイン-2、田植機-2、乾燥機-2、糶摺機-2、広島から和田の耕作地までの距離：約 70 km、時間は 70～90 分 位自己所有農地を含めて十分耕作されることに問題はないと思われま

以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議長

皆様方から何かありましたらお願いします。

ありませんか。

ないようですので採決に入ります。

農用地利用集積計画について、承認いただける農業委員、推進委員の挙手をお願いします。

委員

～ 挙手 多数 ～

議長

挙手 多数 です。承認といたします。

続きまして議第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請は、1 件です。事務局の説明をお願いします。

事務局	<p>「38号」について説明します。場所は、杵束まちづくりセンターから約80m東の錦ヶ岡です。申請は、弥栄町木都賀の田、1筆、719㎡で、無償による所有権移転です。譲渡事由は、相続で受け継いだ農地だが、耕作できないため譲渡する。譲受事由は、以前から借り受けていた農地なので、譲り受けるとのことで、水稻を栽培されます。周辺地域との関係、申請者意見等については、「万一被害が生じた場合には、譲受人の責任において対処する。」と申請されています。こちらにつきまして、所有権移転後の「農地の利用、労働力、地域との関係」に問題がなく、「農地法第3条第2項の不許可事由に該当しない」と判断いたしました。</p> <p>事前質問はありませんでした。</p>
	<p>以上です。ご審議よろしくお願いたします。</p>
議長	<p>続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「38号」につきまして、「16番 三浦委員」をお願いします。</p>
三浦委員	<p>事務局から説明がありましたが、写真をご覧ください。左側に建物がありますが、これは、譲受人が精米所を建てておられ、使用しておられました。この度、所有者が耕作できないということで、「借地」から「所有」になります。また、これまでは、水稻をしておられましたが、これからは、水路の関係から、コスモス、ひまわりなどの「景観作物」をされることになりそうです。補足説明は以上です。</p>
議長	<p>その他、皆様方から何かありましたらお願いします。</p> <p>ありませんか。</p>
委員質疑	<p>(なし)</p>
議長	<p>ないようですので、採決に入ります。農地法第3条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。</p>
委員	<p>～ 挙手 多数 ～</p> <p>挙手 多数 により、承認といたします。</p> <p>続きまして、議第3号 農地法第4条の規定による許可申請は1件です。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>「18号」について説明します。場所は、浜田長沢簡易郵便局から約250m南西の長沢町2-1町内です。申請は、長沢町の畑、1筆、118㎡です。転用目的は、駐車場で、事前の届け出なく駐車場としたことによる顛末書を添えておられ、資金証明は転用済のためありません。被害防止対策等につきましては、「万一の場合は関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する。」と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可の農地であり、農業上の土地利用との調整が調ったものであり、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しました。</p>

事前質問はありませんでした。
以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「18号」につきまして、「10番 川神委員」補足説明をお願いします。

川神委員 補足説明はありません。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。
ありませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
第4条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手 全員 ～

議長 挙手 全員 です。承認いたします。

議長 続きまして、議第4号 農地法第5条の規定による許可申請は3件です。
事務局の説明をお願いします。

事務局 「34号」について説明します。場所は、上府保育園から約300m北西の上府町三宅町内です。申請は、上府町の田、2筆、335㎡。有償による所有権移転で、資金証明は融資証明書を提出されています。転用目的は個人住宅で、譲受人は現在、借家に居住しているが、手狭であり家賃も高いので、申請地を取得して自己の住宅を建築したい、と申請されました。予定工事期間は、許可日から令和6年10月31日までと申請されています。被害防止対策等につきましては、「住宅の汚水排水は合併浄化槽を経由して、市道内の水路に接続して処理する。周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する。」と申請されています。許可の判断は、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第5条第2項の不許可の事由に該当しない農地と判断いたしました。

「35号」について説明します。場所は、JR三保三隅駅から約700m南の岡崎です。申請は、三隅町三隅の田、3筆、1,879㎡。有償による所有権移転で、資金証明は残高証明書を提出されています。転用目的は事務所・倉庫及び駐車場で、事務所と倉庫を建築し、社用車、重機等の駐車場及び来客用駐車場として整備する、と申請されました。予定工事期間は、許可日から令和7年1月末日までと申請されています。被害防止対策等につきましては、「隣接する農地の所有者には同意を得ており、周囲に被害を及ぼすことはなく、雨水、排水は公共下水道へ排水する。外周にはコンクリート基礎のあるフェンスを設置して土砂、雨水の流出を防止し、被害防止に努める。万が一被害が発生した場合には、申請事業者において責任をもって解決する。」と申請されています。許可の判断は、地域における営農及び集積に影響を及ぼさない農地で、農地法第5条第2項の

不許可の事由に該当しない農地と判断いたしました。

「36号」について説明します。場所は、県立浜田商業高校から約500m北東の熱田町13町内です。申請は、熱田町の畑、1筆、228㎡。贈与による所有権移転で、資金証明は融資証明書を提出されています。転用目的は個人住宅で、譲受人は現在、実家に親と同居しているが、子供が大きくなり手狭となってきたので、実家の隣に自己の住宅を建築したいと申請されました。隣接している山林、1筆、84㎡と合わせて整備される予定です。予定工事期間は、許可日から令和6年10月31日までと申請されています。被害防止対策等につきましては、「住宅の汚水排水は合併浄化槽を経由し、市道内の側溝に接続して処理する。周囲に被害を及ぼす恐れはないと思われるが、万一の場合は、関係当事者間で話し合いの上、責任をもってこれに対処する。」と申請されています。許可の判断は、第3種農地のため原則許可の農地であり、農業上の土地利用との調整が調ったものとして、農地法施行規則第44条第3号に該当する農地と判断しました。

事前質問はありませんでした。

以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明をお願いします。「34号」につきまして、「1番 河野委員 もしくは近重委員」補足説明がありましたらお願いします。

近重委員 先程説明がありましたとおり、個人住宅として所有権移転するということで、排水は、合併浄化槽を経由して、市道内の水路に接続して処理するという事で農地に影響はないと思われまます。補足説明は以上です。

議長 「35号」につきまして、「18番 玉田委員 もしくは串崎委員」補足説明をお願いします。

玉田委員 3月11日に、委員、事務局で現地の確認を行いました。三隅益田道路の下、上側になりますが、隣に集会所ができており、排水路等確認し、問題はないと思ひます。補足説明は以上です。

議長 「36号」につきまして、「2番 佐々木委員 もしくは永見委員」補足説明をお願いします。

佐々木委員 委員、事務局で現地を確認しました。写真を見ていただきますと、奥側に実家があり、その手前に住宅を建築するという事で、問題はないと思ひますので、よろしくお願いいたします。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。

ありませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
第5条の規定による許可申請について、ご承認いただける農業委員の挙手を

お願いします。

委員 ～ 挙手 全員～

議長 全員 挙手 ということで、承認いたします。

続きまして、議第4号転用統制外証明願（非農地証明願）は1件です。事務局の説明をお願いします。

事務局 「33号」について説明します。場所は、旭小学校の約800m西の小場田（おばた）です。非農地証明の対象農地は、旭町丸原の田、4筆、5,848㎡で、平成6年月日不詳より耕作放棄、現況原野と申請されています。農地区分は、第2種農地です。現地確認の結果、農地利用されておらず、再生は困難で、証明可能と判断しました。

事前質問はありませんでした。
以上です。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議長 続きまして、担当委員から補足説明がありましたらお願いします。「33号」につきまして、「13番 橋本委員」補足説明をお願いします。

橋本委員 3月11日に現地確認をしましたが、写真の箇所につきましては、なかなか近くまではいけない状況でした。写真のNo1ですが、こちらも近くまではいけない状況でした。No2の写真ですが、手前の田については、耕作しておられますが、その先は、イノシシの防護柵があり、手前側は草刈はしておられますが、実際は荒れていて、耕作は難しい状況です。

議長 その他、皆様方から何かありましたらお願いします。

ありませんか。

委員 (なし)

議長 ないようですので、採決に入ります。
議第5号、転用統制外証明願 非農地証明願について、ご承認いただける農業委員の挙手をお願いします。

委員 ～ 挙手 全員～

議長 挙手 全員 でございますので、承認いたします。

その他、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

その他、ご意見等、ないようですので、以上を持ちまして、第2回総会を終了します。

終了 午前10時10分